

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○核燃料税条例の施行期日を定める規則

○核燃料税条例施行規則

告 示

○有害図書類の指定

○建設業許可の取消し

○平成二十五年宮城県告示第三百九号（平成二十五年における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格）の一部改正

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

監 査 委 員

○包括外部監査人の監査の事務の補助

規 則

核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

核燃料税条例の施行期日を定める規則

核燃料税条例（平成二十四年宮城県条例第七十五号）の施行期日は、平成二十五年六月二十一日と

ページ

（税 務 課） 一

（ 同 ） 一

（共同参画社会推進課） 三

（事業管理課） 三

（契 約 課） 四

（建 築 宅 地 課） 四

（契 約 課） 四

七

する。

核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、核燃料税条例（平成二十四年宮城県条例第七十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（徴税吏員の委任）

第二条 知事は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第一条第一項第三号の徴税吏員としての権限に属する事務のうち次に掲げるものを、総務部税務課に勤務する職員に委任する。

一 核燃料税に係る徴収金の徴収に関すること。

二 核燃料税の賦課徴収に関する調査をするために質問及び検査をすること。

三 核燃料税に係る徴収金の滞納処分に関すること。

四 その他知事が指定する核燃料税に係る事務に関すること。

2 知事は、前項の事務を徴税吏員に行わせる場合においては、その事務の内容及び期間を定めてこれを行使せなければならない。

3 第一項の徴税吏員には、その身分を証する徴税吏員証を交付する。

（更正又は決定の通知）

第三条 知事は、法第二百七十六条、第二百七十八条又は第二百七十九条の規定により核燃料税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

（賦課徴収）

第四条 核燃料税の賦課徴収については、前条に定めるものを除くほか、宮城県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第八条の二、第八条の三、第九条の二、第九条の三、第十一条、第十二条、第十二条の六から第十三条まで、第十四条の二第一項及び第二項、第十五条、第十六条第一項、第十八条、第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の二の規定を準用する。この場合において、同規則第八条の二、第八条の三、第九条の二、第九

条の三、第十二条、第十二条の六から第十二条の九まで、第十四条の二第一項及び第二項、第十五条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第三項並びに第二十条の二中「県税事務所長」とあるのは「知事」と、同規則第十六条第一項中「条例第二十一条」とあるのは「地方税法第二十条の九の三」と読み替えるものとする。

(文書の様式)

第五条 条例第七条第一項の申告書及び同条第二項の修正申告書の様式は、様式第一号による。

2 第三条の核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書の様式は、様式第二号による。

3 核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式は、前二項に定めるものを除くほか、宮城県条例施行規則様式第五号の二(その一)、様式第十七号、様式第十七号の二、様式第二十八号、様式第三十三号、様式第三十四号、様式第三十六号及び様式第三十七号から様式第三十八号(その一)までに定めるところによる。この場合において、様式第五号の二(その一)及び様式第十七号の二中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、様式第二十八号中「宮城県 所長」とあるのは「宮城県知事」と、「(県税事務所)」とあるのは「(宮城県総務部税務課)」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と、「当所課付担当班」とあるのは「宮城県総務部税務課」と、様式第三十三号、様式第三十四号及び様式第三十七号中「宮城県 所長」とあるのは「宮城県知事」と、様式第三十七号の二中「宮城県 所長」とあるのは「宮城県知事」と、「裁決」とあるのは「決定」と、様式第三十八号(その一)中「宮城県 所長」とあるのは「宮城県知事」ととする。

4 知事は、前三項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、宮城県条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年六月二十一日から施行する。
- 2 この規則は、平成三十年六月二十日限り、その効力を失う。
- 3 前項に規定する日までに条例の規定により課した、又は課すべきであった核燃料税については、この規則の規定は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

様式第一号 (第5条関係)

核燃料税 申告書 修正申告書

受	付	印	宮 城 県 知 事 殿	発信年月日	精 算
			年 月 日	通信用日付印	
			※ 処理事項		

発電用原子炉設置者	所在地	課税名	担当者氏名	担当者氏名	局	番
	名称及び代表者氏名		電話()			

この申告の担当課名及び担当者氏名	課税標準額	税率	税額
区 分	円		円
申告額又は修正申告額	円	100	円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した額		100	

この申告により納付すべき税額	課税標準額	税率	税額
円			

課税対象核燃料(新規挿入分)	挿入核燃料の単価		核燃料の金額(課税標準額)		発電用原子炉設置場所	発電用原子炉の名称	使用開始年月日	使用終了年月日	課税対象外核燃料
	核燃料の単価	挿入核燃料の数	核燃料の金額	課税標準額					
④	円	⑤	円	⑥					
体									
課税に関する明細									
再挿入分体数 ⑧									
既挿入分体数 ⑨									
挿入核燃料の合計体数 (⑦+⑧+⑨)									
計	⑦	平均単価							

様式第2号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

発電用原子炉設置者
所 在 地 殿
名称(法人名)

宮城県知事

核燃料税更正決定通知書兼徴収金納額告知書

地方税法 (第276条) (第278条) (第279条) の規定により下記のとおり {更正・決定} したので、通知します。

発電用原子炉 の 名 称	年度	更正・決定・加算金決定年月日	核燃料税条例第3 条第2項の年月日 (第		年 月 日 月 号 該 当)
			課税標準額	税 率	
区 分				100	円
更正・決定額				100	
既に納付の確定した額				100	
過 不 足 額					(イ)
過 少 申 告 加 算 金					(ロ)
不 申 告 加 算 金					(ハ)
重 加 算 金					(ニ)
((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) 合 計					

(備考)

- 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。またこのことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことについての異議申立ての決定を経た後、当該異議申立ての決定がなかったときは、この処分から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし訴えを提起することには、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することには、異議申立ての決定を経た後、当該異議申立ての決定がなかったときは、この処分から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき、
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

告 示

○宮城県告示第五百三十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	コミック	スイッチドール 50526163	(株)芳文社
二	コミック	元ヤン娘だけど恋をしたっていいじゃない! 50040180	(株)少年画報社
三	コミック	からふるはーべすと 57621163	(株)竹書房
四	誌	エキサイター vol. 85 01977106	(株)サン出版
五	誌	裏モノ JAPAN 2013 01805107	(株)鉄人社
六	誌	ヤバイ悪グッズ300 01806106	(株)鉄人社
七	雑 誌	ラジオライフ 2013 7月号 09155107	(株)三才ブックス

二 指定理由

図書類の内容が、一から四までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、五から七までの図書類にあつては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百三十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年六月五日
二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可番号	申請区分及び許可を取り消した建設の種類	受付年月日
東北ノーム株式会社 本田 聡	仙台市太白区郡山七丁目十一番十二	般一二十三番八十七号	全部廃業 一般建設業 消防施設工事業	平成二十五年五月十日
ツィベアホーム株式会社 熊谷 一男	仙台市泉区将監八丁目十五番三十三	般一二十一番六十五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十五年五月八日
ホームアシスト宮城 則好	栗原市一迫字川口鍛冶屋六十八	般一二十四番九十九号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十五年五月十日
アルバイントーナショナル株式会社 千葉 耕一	石巻市小船越字堤下五十二	般一二十四番九十九号 百二十五号	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十五年五月十四日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百三十七号

平成二十五年宮城県告示第三百九号（平成二十五年における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月十八日から施行する。

平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一の2の表を次のように改める。

調達をする建設工事の種類	基準
土木一式工事 建築一式工事 鋼構造物工事（鋼橋上部工事） 電気通信工事	八五〇点以上 九〇〇点以上 一〇〇〇点以上 八五〇点以上

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市堀内字梅百九十五番二、百九十五番九及び百九十一番五、百九十一番十二、百九十五番三の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市館下一丁目五番二十六・五十二号

石田 辰治

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県利府町森郷字塚崎十九番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社サークルKサンクス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年六月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十五年 危債一〇〇一号

2 工事名 宮城県地域衛星通信ネットワーク更新工事

3 施工場所 県内一円

4 工期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十七年二月二十七日まで

5 工事概要 支部・端末局衛星系無線設備更新（設置）一式

（衛星系無線装置、一斉受令装置、防災FAX、防災用電話機、回線接続制御装置、無停電電源装置、非常用発電機等）

（支部局・七局）（端末局・四十七局）

6 予定価格 二、六〇九、九八〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

2 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

3 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

4 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用者が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者

として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

6 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することはできない。

7 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に電気通信工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

8 建設業法第十五条の規定に基づく電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

9 電気通信工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二一二一一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同一

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間
平成二十五年六月十八日（火）から平成二十五年六月二十八日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。))

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十五年六月十八日(火)から平成二十五年七月三十日(火)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十五年七月三十一日(水)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年八月二日(金)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十五年六月十八日(火)から平成二十五年六月二十八日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知す

る。

(一) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(二) (一)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が

二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格を得ていない者も四により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十一年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型・実施要領)、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Upgrade of Miyagi Prefecture local satellite communication system
- 2 Deadline for Application Forms for Bid Selection : June 28, 2013, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : July 31, 2013, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月18日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
 宮城県監査委員 菅 間 進
 宮城県監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

諏訪園 淳 一 仙台市太白区大野田字イコク20番地の1 Gracious 33-603

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年6月19日から平成26年3月31日まで